

長野市農業委員会第 22 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 29 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 48 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 柘津 光博
16 番 北澤 万正 19 番 曾根 信一 20 番 花見ひとみ
21 番 近藤 利章 22 番 宮崎 治夫 23 番 善財 良治
24 番 佐藤 隆 25 番 和田 修
- 4 欠席委員
17 番 横山 幸季 18 番 高木喜久夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
参事兼事務局長 浅川 清和 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美
主 査 酒井 雅宏
農業政策課
主 事 相澤 巧基 主 事 洞野 一樹
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 206 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 207 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 208 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 209 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 210 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の意見聴取について
議案第 211 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の決定について
議案第 212 号 非農地決定について
報告第 65 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 66 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 67 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

曾根会長代理　ただ今から第22回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は、在任委員25名中23名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は17番 横山幸季委員、18番 高木喜久夫委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　改めまして、皆さん、こんにちは。いよいよ年せまってきた非常にお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。今月、長野県農業委員、最適化推進委員の大会がございました。それぞれご参加いただきまして、ありがとうございます。ご参加いただいた皆さん方、今回の大会の目的等々、ご理解いただいたかと思えますけども、一番、私が大きかったのは、講演会じゃなかったかと思えます。新潟県の上越市の清里のファーム清里の社長さんが、村全体を、いわゆる基盤整備して、法人化して、平場も、山の田んぼも全て中間管理機構の中に入れて、きれいにして、栽培活動してるということで。言うのは簡単ですけども、正直言います、相当な努力されなければ、あそこまでできなかったんじゃないかというふうに感じてます。

早速、長野県の他の市町村の事務局から私のほうに、ぜひ、私の村でも講演やってもらえんかということです。それぞれ、町や村でも、ああいった活動がどんどん進めていかなければ、担い手がいなくても、ただつぶやいとしても、前、進まないということで、自分たちでできることは自分たちでやっぴりしなきゃいかんなど。そういうようなお考えだというふうに思います。三つばっか来てます。だから、これからちょっと社長さんと日程調整して、各市町村にご紹介を差し上げようかなというふうに思っております。

それから、今日、お配りしました『農地のつぶやき』を見ていただきたいんですけども、一つは、20日の日に長野市議会の経済文教委員会の議員の皆さん方と、意見交換会を実施いたしました。私どもとしては、必ず、常設の委員会との意見交換というのを定例化しておりますけども、改選になってから初めてのメンバーでございました。テーマの中心は、今回、市長に提出させていただいた意見書ですね。農業の最適化活動における具体的な案件、課題等々について、皆さま方からご提出いただいた内容を、それぞれ地区調査会長、役割分担を持っていただきながらご説明申し上げ、当局、いわゆる市長部局の回答内容を浅川事務局長さんのほうから説明、解説というような形で。だいたい議員さんのほうも、新しい議員さん、おられますんで、農業委員会の課題等々

についてはご理解いただいたんじゃないかなというふうに思っております。

私のほうはずばり申し上げまして、もうちょっとお金をアップしてくれと。要は一般会計での農林、農村関係、農林政策に対するお金の厚みを増してほしいということ、ずばり申し上げました。まずそれが一番じゃないかなというふうに思っております。それぞれのお立場でこの内容についてご理解をし、これから議会でいろいろ議論をしていただきながら、市長部局との話し合いを詰めていくものと思っております。

それからもう一つはその下に書いてますけども、実は今、農水省が今年の春、食料・農業・農村政策、基本法を見直しました。その関連の、いわゆる政策の法律を今、作ってます。法律を作る前に、いわゆる各部門ごとの審議会があるんですね。たまたま果樹関係の審議会が、ここに書いておりますように、農業農村政策審議会果樹・有機部会なんですけど。この有機部会のメンバーがですね、私どもの綿内東町の基盤整備事業の圃場を見学にまいりました。

審議委員の方はそれぞれの、全国で選ばれた大学の先生もおられますし、弁護士さんもいるし、会社の社長さんもいるし、いろんな方がおられますけども、そういった方々が、いずれにしても現場を見なければ分からないだろうということで、現場に来ていただきました。その後、長野市若穂支所で1時間ほど、私どもが今回、取り組んだ内容のプレゼンテーションさせていただきました。その効果についての確認と、さらには今回の制度に対する改善事項について、強く申し入れをさせていただきました。非常に新鮮な形でお話を聞いていただいたんじゃないかなというふうに思っております。私どもとしては、ぜひ、私どもの改善要望が、法律の中で生かされればいいなというふうに思っております。私の口からは、とにかくこういった事業が全国津々浦々、希望のある所は全部、そういったことをできるような財政措置も含めてやってほしいという話をさせていただきました。今後の動きに期待をしたいというふうに思っております。

それと最後に、昨日、実は東京へ行って来まして、全国農業委員長代表者集会ということで、長野県の農業大会でやったような、いわゆる全国版ですね。昨日、行われまして、その内容をもって、私は長野県出身の国会議員さん、それとあとたまたま、土地改良関係の参議院の先生方とか、それから JA 関係の先生方に、議員会館を全部回りました。昨日、私、担当は全部で7名の先生方、全部回りまして、長野県の、いわゆる決議要請文、持って行って、説明をして、こういうふうなところを農業委員会とし

ては要望しているんで、ぜひ、ご理解とご支援をお願いしたいと。これは別に与党、野党、関係なく、全ての関係する議員さんをお願いいたしました。

なかなか、直接来て、お話ししていただくなんて非常にありがたいという、ウエルカムな先生方も何人かおられましたけど。機会あるごとに、私ども、こういった活動を続けていきたいというふうに思っておりますので、また、あらためて何らかの形で、ご報告させていただきます。

それともう一つは、昨日、全国農業会議所の 70 周年記念の講演会ございました。これについてはちょっといい内容だったんで、今日はこれから時間がもうないんであれですけど、東京大学の名誉教授、生源寺眞一先生が、「近未来の農業・農村を考える、農業委員会への期待を込めて」ということで、基調講演を 30 分ほどしてくれました。ここに資料ありますんで、これまたパワーポイントで来てますんで、コピーして委員の方々に共有したいというふうに思ってます。

戦後からの流れのところ、それぞれが変化点のポイントはこうだったというようなことも含めて、農業政策の歴史が非常にコンパクトにまとめてありますんで、これをまた一度、ご参考に。現場の生産活動も大事ですけども、農業政策という面でね、それがやっぱり結構、現場に及ぼす影響って非常に大きいんで、そんな一つの資料にさせていただいたらいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、参考までにご紹介をさせていただきます。

今日は経基法もございますけども、ボリュームも含めて、それほどじゃないと思いますけど、慎重審議の上に活発な議論していただきたいというふうに思っております。長くなりましたけども、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、浅川事務局長よりご挨拶お願ひします。

浅川参事
兼事務局長

お疲れさまでございます。本日は何かとご多忙のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆さまには、秋の何かとご多忙のところ、日頃の活動に加え、諸行事にご参加をいただいておりますことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

先ほども話がありましたが、まずは今月 20 日に、市議会の経済文教委員会の委員との意見交換会に、役員の方にはご出席をいただきまして、有意義な懇談の場になったと思います。ありがとうございます。また、翌 21 日には、ホクト文化ホールにおきまして、第 9 回長野県農業委員会大会と長野県農業会議創立

70周年記念式典ということで、大勢の委員さんにご出席をいただき、盛大に開催をされました。ありがとうございます。特に会長には、運営委員長として大変なご苦勞をされたと思います。お疲れさまでございました。

さて、長野市では、昨日から12月市議会定例会が開会をいたしました。12月16日まで開催されます。農業関係につきましても、既にいくつか質問が出されておりますけれども、本議会の内容等につきましては、次回、ご報告申し上げたいと思います。また、先日の調査会でご依頼をいたしましたけれども、『農業委員会だより』が昭和51年に第1号を発行して以来、来年、100号の節目を迎えます。そこで、会長から実はお話をいただきまして、100号記念号として少し拡充して特集記事を掲載したらと、こんなふうを考えております。予算の確保がまだこれからでございますので、あまり過ぎてもいけませんけれども、来月の調査会で編集委員さんを選出いただきまして、年明けから作業に着手できればと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

実りの秋ということでございまして、今年、豊作で、農家の皆さんの収益も実りが多くなりますと、いよいよ機械、農機具も買い替えようか、家も普請でもしてみようかという、そういう気分になります。地域の景気高揚に、実は大きく寄与していると。長野市の経済は、実は農業振興が担っているということを感じておるところでございます。本日は農地法等議案31件他でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、皆さま方、ご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思います。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号21番 近藤利章委員、議席番号22番 宮崎治夫委員、両委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件につきまして、議案第209号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化

促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定におきまして、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件となっております。その他、当事者、または関係者となってる方がございましたら、お申し出ください。別紙 1 以外では、おられますか。

【該当なし】

議 長 いないですね。なしと確認をいたしました。次に、議案の訂正等を事務局からお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて、説明させていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案の訂正につきましては、別紙、第 22 回総会農地法等議案訂正票（総会用）をご覧ください。こちらです。本冊の 5 ページの農地法第 3 条の 16 番につきましては、申請者から取り下げがありましたので、削除をお願いしたいと思います。また、別冊 1 農業経営基盤強化促進法等議案の訂正につきましては、後ほど、議案の説明の際に農業政策課より説明いたします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議 長 それでは、本日は法人の農家創設案件でございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より、本件の流れについて説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 資料は別冊 2 の営農計画書と、議案は別冊 1、議案第 210 号、75 ページの番号 2 番と議案第 211 号、80 ページの番号 3 番になります。最初に、聞き取り調査についてご説明いたします。本件は法人の農家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものです。法人名は株式会社●●で、当法人は農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものです。既に地区調査会に出席して、営農計画の説明をしておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画の説明をお聞きするということで、お越しいただいております。

続きまして、聞き取り調査の流れについてご説明いたします。まず、関係地区調査会長から調査結果等のご報告をお願いいたします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答の後、法人関係者に退席をいただいてから、通常 of 審議を行います。説明は以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から、議案と審議の流れについて説明がありました。それでは、南部地区調査会長から、株式会社●●の営農計画について、調査結果と説明をお願いいたします。資料は別冊 1、75 ページの 2 番と、80 ページの 3 番及び別冊 2 の営農計画等の関係資料になります。では、南部調査会長、お願いします。

小林地区調査会長 　はい、分かりました。調査会に、●●の取締役でおられる●●さんにご出席いただきまして、お話をお伺いしてきました。●●は、主にお菓子の製造及び販売を事業としておられる会社です。今回の農家創設は農業者の高齢化に伴い、商品に使用している果物、特にりんごの紅玉の入荷が難しくなっているということから、企業として農業を立ち上げ、生産から加工まで、販売も一貫して経営していくということにより、安心安全な商品を提供していきたいという理念を持って行うものでございます。

　今後も農業を拡大していきたいというお考えでおられます。なお、農地については現在、●●さん個人が中間管理にて借り受けて、耕作されておりますけれども、機構配分により、●●で借り受け、耕作される計画ということでございます。調査会では営農計画について審議いたしましたが、法人農家創設として支障はないというふうに判断はしております。本日、また、お見えになっておりますので、詳しくご説明があらうかと思っております。以上です。

議 長 　ありがとうございます。それでは、法人から聞き取り調査を行います。株式会社●●さんの関係者に、入室をお願いいたします。

法人担当者 　失礼します。

議 長 　●●さん、どうも、お忙しいところ、ご足労いただきましてありがとうございます。

法人担当者 　ありがとうございます。

議 長 　私、長野市農業委員会の会長の青木と申します。本日、これから聞き取り調査をさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

法人担当者 　よろしく願いいたします。

議 長 　早速になりますけれども、ご提出いただきました営農計画書に基づき、今回の御社の申請内容について、まず、ご説明をいただくように、よろしく願いいたします。

法人担当者 　はい、ありがとうございます。今日はお忙しい中、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。まず、私、●●と申します。本日はよろしく願いいたします。まず、●●という会社の前に、私の簡単な自己紹介から差し上げたいと思います。私、ここ、長野市に生まれまして、生は瀬原田という地区でございます。●●高等学校を卒業して、北海道の●●大学を卒業。そして、

●●という会社に、まずは入社しましたが、10年たったところでちょっと縁がありまして、21年前にただ今います●●っていう会社に入社をいたしております。

そういった中で、私のところの自己紹介と兼ねまして、●●っていう会社の簡単な説明のほうも差し上げたいと思います。創業のほうにつきましては、昭和57年に創業しまして、一番最初は●●っていう会社の子会社というところで、●●っていうデザート部門ということで会社が成り立っております。私で3代目っていうことでございまして、つきましては、なぜ、●●の中でこういうような営農計画を進めさせていただいたかっていうところで、本題のほうに入っていきたいというように思います。

では、営農計画書のほうを読みながら、説明のほうを差し上げたいと思っております。営農概念ということで、1番なんですけど、農業を行う理由でございまして。昨今、私ども、地元のりんご、特に紅玉、あるいは千曲市にありますあんずを用いて、これを加工としたお菓子というものを加工してまいりました。その中でも、2013年のところで、千曲市の森地区のあんず農家さんが、もうあんずの木を切ってしまうと。もう高齢でできないということの中で、そこで初めて先代の、今の会長、●●が農家をやりたいという旨で進めたのがきっかけでございまして。

それから2015年、これも私どもの主力商品でありますアップルパイに使用してまして、紅玉という品種を用いておったんですが、当時、●●の所長でございまして●●さんから、一番最初の前身でございまして紅玉の畑、二ツ柳にあるのでやってみないかというお声掛けをいただいたところが、このりんご畑の一番最初のスタートでございまして。

そういったことの中で、やはり加工用でございまして紅玉、ないし信山丸という特殊な品種については、今までJAさん、ないし農家さんから仕入れておったんですが、なかなか供給のほうに難しいというところで、前社長の会長の●●のほうに、じゃあ、私どもの自社農園でやろうじゃないかということで、大きくかじ切ったのが、最初のきっかけとなっております。

つきましては、なかなか企業でございまして、農地を借り入れることできませんので、私、JAの組合員でございまして、最初は私が全部、農業公社さん通じてお借りをして、進めたというのが前身でございまして。生産する作物については、こちらに書いてあるとおりののですが、紅玉、ふじというものを使用しております。紅玉につきましては、実際、生果で使用したい量が約20トン欲しいんですが、なかなかこれは自社農園だけでは賄えませんが、近隣のJAさん、ないし農家さんからも仕入れておりま

す。ふじりんごについても同じく、生果で約 50 トンから 60 トン必要なんですが、これについても、なかなか自社農園だけでは賄えない状態でございますので、JA ないし近くの農家さんから仕入れて、こちらについては加工は戸倉の●●、あるいは千曲にある●●さんに加工をしていただいて、年間商品として販売のほうを進めさせていただいています。

営業の方針っていうところなんですが、自社農園ということもありますので、基本的には JA さんの防除履歴を基にして、農地のほうも本当に広くございますから、SS のほうで使いますと、5 トン、6 トンと農薬のほうも非常に多く使うわけなんですが、その分、私どものところについては、約、それを 2,000 リッターぐらい、2 トンぐらいの量で農薬のほうを使用して、減農薬というような形で進めさせていただいています。また、有機栽培っていうことについては、私どもの会社に出ます卵の殻だとか、あるいは、こういった農作物のものを堆肥化して、有機肥料として用いているというような現状でございます。販売方法としては、私どもとしては、いわゆるりんごであればひかりりんごという、缶詰用みたいなもので十二分でございますが、いいものについては、JA さんのほうに出荷をして、その辺はウィンウィンという形で進めさせていただいています。

将来の目標につきましては、まずはこれは会社の根底でございます、地域に愛される会社、長野県といえば●●だよねっていうような代表されるお菓子屋を目指してございます。その中では自社農園はともかくにして、やはり地元の農産物を使用したお菓子、例えば、6 月になれば桃のショートケーキ、これも地元のものを使用したり、ぶどうもシャインマスカット、ナガノパープルと、地元のものを使用したケーキ作り、お菓子作りを進めております。

そういった中で、農地のほうも後継者不足もございますので、近隣農家さんのお話も聞きながら、徐々に広げていきたいなというような希望もございます。つきましては、昨年、私も代表になったという折もありまして、今年の 8 月に営業品目、菓子製造販売以外に、こちらの農業の作業項目として農業のところ、あるいは農作物を販売するっていう定款にも入れて、このたび、今日この場を借りて企業として農地を借りたいというところを、場を設けております。

2 番の農業労働力につきましては、私も筆頭でございますけども、専任者として兼業農家の担当でございます●●君、●●君を中心に、店長の●●さんも農家出身でございますので、従事をしていただいています。しかしながら農地的には 120 アール、1 町 2

反の所で、まだまだ作付面積のところに対して405本のりんご、植わっておるんですけども、1年中作業するところもないんですが、たまたまこの●●君、●●君については、配送およびセンターでのお仕事をしていただいたり、●●さんについてはお店のほうの管理っていうことで、農業以外のところについては会社のほうで就業をしていただいております。

その中で、添付資料にもありますけども、私どもの従業員、98名おるんですが、一番最後のページ、カラーの写真で、ちょっとこちら、販売の方々なんですけど、42名、販売の方、女性だけなんですけども、収穫だとか摘花作業とかってというのは喜んで来ていただくってところもありますので、主にここの正規社員ってところについては、主に草刈り及び消毒といったような月々の作業についてはこちら、定期でやりながら、収穫とか摘果とか、この時季的な部分については従業員のところで、約20名から30名、ローテーション組んで就業していただいで、協力していただいでる現状でございます。

次いで、3番目の経営内容でございますけども、こちらについてはこれ、昨年の実績でございます。りんご自体は添付資料のとおり、405本、植わってあるんですが、ちょっと見にくいんですが、近年、こここのところで植えておるもの多くて、まだ、なかなか収穫に適してないってところで、まだまだ収量のほうは少ない現状でございます。そういった中でも、やはりいいものについては、JAさんのほうに売りたいというところの中でやっておるんですが、ふじの品種については基本的には青森、ないし山形の着色系のふじりんご、いわゆる私どももシルバーっていう反射板を使わなくても色が付いて、いいものは農協さんへ。いわゆる2級品以下については、自社の加工品ということで使用していきたいかなというような方向で考えて、青森の着系のふじりんごを主に仕入れております。

次いで、4番目の営農技術などの習得方法なんですけど、私自信も兼業農家の家庭でございまして、りんご、ぶどうの作業については幼い頃から手伝いのほうを始めておりますので、若干ならず、基本的な技術についてはうちの父親、母親から伝承のほうを承っております。そういった中で今回、このりんごについてはJM2っていう半おい化のものを全て用いております。これは果研の関係で、私の家の隣に●●さん、小川出身の方なんですけど、「これがいいよ」ということで。なかなか、新おい化ですと経費もかかったりだとか、導入にかかる費用がございまして、土地も広いこともありますから、このJM2、早い時期から採れて安定した収入が得られるってことを言われましたので、技術指導のほうも●

●さんを兼ねていただいております。

ちなみに、先々週、長野県の果樹研究会の篠ノ井支部の●●さんのほうで、現地の視察ってことで、ふじりんごの、いわゆる青森系の宮美ふじ、紅虎、あるいはうまじろうといった着系のものを実際、視察していただいております。来年の1月にはこういったりんごの剪定のところについても、果研の方々が手伝っていただけるということで、お約束もしておりますので、安定した栽培ができるんじゃないかなと安心しておるところでございます。

5番の農機具につきましては、丸山の6輪のスピードプレーヤーを中心に、管理機につきましては、これは主にSSが届かない森地区のあんず畑では使ってるんですけども、こういったもの。草刈り機、エンジンポンプ等を最低限用いて作業のほう、進めさせていただいております。資金計画についてですが、これは今年12月に苗木を購入する予定のものでございます。毎年、大体、この15万から20万ぐらいのあんずとりんごの苗木は購入して、こちらのほうで栽培のほうを進めさせていただいている現状でございます。

そういった中で、資料のほう、以上でございますけども、資料のほう、見ていただければ分かるんですけども、年間の作業予定表っていうこともあるんですけども、会社としては経費がかかるものですので、個々の作業には農業日報ということで書いていただきながら、経費の計算もきっちりやっております。大家さんに聞きますとも、現状、二ツ柳の所、二ツ柳の神社の真下に主にあるんですけども、14名の地権者の方からお借りしてまして、今後についても口約束なんですけども、3軒の農家さんからも引き続き、今後、お願いねということをおっしゃっておりますが、地つなぎということですので、できる限りは頑張ってお働きしながら、ギブアップのときには貸していただくようお願いをしております。

そういったことで全社を挙げて、まずは地域の貢献というところもそうなんですけども、まずは、長野市を中心にこの地元の企業として、あるいは代表するお菓子作り、ともに、ここ、農業の皆さんとともに飛躍できればなという思いで、今後ともまい進してまいりたいというところで、説明に変えさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。それでは、今、ご説明いただきました営農計画書の説明に、委員の各位からのご質問を受けるんですけども、いかがでしょうか。はい、阿部委員。

阿 部 委 員 法人農家創設の資料の15ページ、定款の関係で、3番目に新しく目的を書いて、今年5月15日ということで、新たに挑戦

するっていうことでいらっしゃるんですが。その裏見ると、役員さんが1人減っているっていう形になると思うんだけど、取締役が。

法人担当者 ●●ですね。

阿部委員 そう。

法人担当者 実はそれは、会長の●●の嫁さんでございまして、退任というように形で、代わりに私が役員になったっていうようなこととございまして。

阿部委員 取締役が3人だったのが2人になって、事業拡大っていうと、普通は新しい分野だから、かなりそこに投資しないと、人材も能力も。そうすると一般的には、役員が減るんじゃないかと、現状維持か増やすというのが状況なんだけど、その辺は大丈夫なんですか。あんまり細かいこと言いたくないけど。

法人担当者 ええ。まず、会長の●●の意向のお話をすると、役員は少ないほうがいいっていうのが、まず根底にあるようです。私も今、仰せられたように、役員っていうところについては会社の存続に敵するところとございまして、重要な部分とございまして、本来であれば常務、あるいは専務というような役職者を立てるべきだと思っておりますが、今、ここには書いてないんですけども、うちの会社自身、株をホールディングするっていうことで、別会社を設けております。そちらには理事っていうような形で、私ども●●の株を100パーセント持ち株会社ってものでございまして、●●って会社については、現状につきましては私と2名ですが、今後につきましては、そういったところも含めて、40代で今、抜てきをしようかなというところも検討してございまして、まずは安定した人員確保っていうところと、人選っていうところで、今、検討中っていうことでご了承いただければと思っております。

阿部委員 金額的には投資は、借りるから、そんなには出てこないっていうことで、計画が立っているんですが。本体っていうか、農業も含めてですが、これが会社になっているわけで、細かいことはあれですが、この5年間は基本的には黒字でずっときているってことになるわね。

法人担当者 会社の経営につきましては、おかげさまで、経常利益、ざっくりでいうと10パーセント出しています。

阿部委員 じゃあ、ぜひ、あとね、今、飯綱町でも、かなり地場産を使いながら、●●の皆さんの所は結構、名前が売れているし、ただ、お店だけじゃなくて、逆にいえば、こういうものも利用しながら、観光にもぜひ、新たな若い人たちの知恵を借りていただきながら、チャレンジしていただいて、また、農福っていうのもありま

すので、障害者の皆さんにも法定雇用がちゃんとありますので、ぜひ、先進的な事例をつくっていただいて、頑張っていただけたいと思いますけども。

法人担当者 ありがとうございます。
議長 阿部委員、よろしいですか。
阿部委員 はい、いいです。
北村地区調査会長 よろしいですか。
議長 はい、北村委員。
北村地区調査会長 素晴らしい計画をお聞きして、非常に参考になるんですけども。先ほど、ふじで50トンから60トン、必要だとおっしゃっていますけども、今、りんご全体で18トンですね。

法人担当者 そうなんです。
北村地区調査会長 先ほど、山形から2級品ですか、それを仕入れてるとおっしゃったんですけども。

法人担当者 ごめんなさい。苗木なんです。
議長 果実じゃなくて、苗木。
北村地区調査会長 そうなんですか。
法人担当者 すみません。ちょっと言葉が足りなくて。
北村地区調査会長 分かりました。じゃあ、飯綱もあるんですけども。
法人担当者 そうですね。
北村地区調査会長 地元はですね、どうなんでしょうね。そこもぜひね、もしよければ、そういう連携を一から、近隣ですね、長野市の、それはどうお考えでしょうか。

法人担当者 はい。今、三水も含めて、若い方なんですけども、農業の関係で販売している方ともコンタクト取っておきまして、同様のお話、聞いております。シードルも作らないかとか、いろいろとお話がありまして、ついては、飯綱の地元のりんごを用いながら、●●としてどうかなということも打診を受けておりますので、その辺も含めて、産地のところの特徴を生かしたりんごだったり、あるいは、その地場の方々と協力し合って。私ども、お菓子は得意なところがございますので、そういったところでは地場の方々と相談して、実のあるような商品作りっていうのは検討したいと、ぜひ思っております。

北村地区調査会長 ぜひ、情報交換会ですね、若穂、真島もありますので。
法人担当者 真島もそうですね。
北村地区調査会長 ぜひ、お願いしたいと思います。
法人担当者 はい。
北村地区調査会長 もう1点だけ。
議長 どうぞ。
北村地区調査会長 すみません、よろしいですか。この営業の概要の最後の所に、

将来の目標の中で、地球を代表するって言葉があったと思う。非常にこれ、感激しました。これが基本理念の中でもうたわれてると。

法人担当者 北村地区調査会長 これは、会長がもううたってます。

法人担当者 議 長 良いと思います。

法人担当者 議 長 ありがとうございます。

法人担当者 議 長 よろしいですか。他に意見ないですか。私からいいですか。

法人担当者 議 長 はい。

法人担当者 議 長 私は前々からやっぱり、●●さんは地域の果物をベースとした事業展開をされていると、お聞きしたんですけれども、ようやくここで本気で、自分たちの材料を自分たちで栽培をするというところで、大きくかじを切ったという点については大歓迎ですし、大きな、県内の関連業者は注目をされていると。当然、そのメリットというのは、これからどんどん出てくるんじゃないかというふうに思います。

ちなみにちょっとお聞きしたいんですけども、今、御社で使われているフルーツの調達先なんですけども、県外からのフルーツの調達っていうのは、実際にされているんでしょうか。

法人担当者 議 長 今、直近でいうと、いちごでいうと、やはりケーキ屋ですから、どうしても県外から取る時季もあります。しかしながら、夏いちごという、7月から12月までの夏秋いちごについては、100パーセント県内産っていうことで仕入れておりますし、仕入れ元についてはやはり各種市場及び農協さん通じて仕入れておるっていうところと、一部、中野だったり飯綱のいちご農家さんからも直接、口座開いて仕入れてもいます。

法人担当者 議 長 ほぼ100パーセントに近い形で、県内の素材を使っているということですね。

法人担当者 議 長 そうですね、はい。どうしても、ケーキの中ではフルーツケーキみたいな、フルーツタルトっていうパイナップルやバナナとか、長野県下で採れないものについてはどうしても輸入品を使用するんですが、基本的には長野県産、あるいは長野市という所を限定して仕入れております。

法人担当者 議 長 今回、御社自らが栽培をするという大きな取り組みをされたっていうの、そこは会社の経営として大きな武器になるんじゃないかなというふうに思ってます。

法人担当者 議 長 ありがとうございます。

法人担当者 議 長 あわせてやっぱり遊休農地、遊休しそうな農地を、こういった形で付加価値を生んでいただくことに対しては、非常にありがたいなというふうに思ってますんで、ぜひ、他の委員さんからもありましたけれども、モデルとして頑張っていたいただければありがた

いなと思っております。

先ほど、指導者に●●さんね。私も●●さん、よく知ってますけど、非常にりんごの栽培という面では優れた方ですので、ぜひ、二人三脚でいいものを作っていただければありがたいというふうに思っています。ほっといたしました。

法人担当者 はい、ありがとうございます。激励ということで受け止めて、精いっぱい頑張りますのでお願いいたします。

議長 他、よろしいですか。ありがとうございます。そうしましたら、ただ今のお話をベースにしながら、審議をさせていただきますので、本日は本当にご苦労さまでございました。頑張ってください。

法人担当者 どうも、お忙しい中ですが、審議のほう、よろしくお願いたします。ありがとうございます。どうも、失礼します。

議長 はい、お疲れさまでした。

法人担当者 よろしくお願いたします。

議長 はい、ご苦労さまでした。ただ今の法人の案件につきましては、議案第 210 号、211 号で審議を行います。議事に入ります。農地法等に係る事項について、審議を行います。議案第 206 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹 議長 議案第 206 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、兼事務局長補佐 ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から、5 ページの 15 番までの 15 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 14 件、使用貸借権案件が 1 件となります。農家創設は 5 番、7 番、8 番、9 番、10 番ですが、9 番と 10 番は農家創設者が同一人物ですので、件数は 4 件となります。また、1 番、13 番、15 番の 3 件が 10 アール未満の案件でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的、かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 はい。ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 4 番についてお願いします。

善財地区調査会長 はい、北部の善財です。1 番から 4 番、説明いたします。1 番

は有償の所有権移転でありまして、10 アール未満の新規取得であります。野菜等を作るということでありまして、耕作が見込めるということで、許可相当と判断いたしました。

それから2番ですが、所有権移転無償案件。備考欄に贈与とありますけれども、本件土地は、受人が自分の土地だと思って耕作していた土地が、実は違う人の名義だったということで、今回、正式に所有権移転登記をしたいという申請であります。

それから3番ですが、受人の自宅の敷地に隣接する農地、これを取得したいということでありまして、りんごが植わっておりまして、引き続き、りんごを作付け継続したいということであります。

それから4番ですが、面積が小さい2筆でありますけれども、道路から自分のりんご畑へ入るための通路として、所有権を受けたいというものであります。以上4件、農地法の許可要件を満たしているという判断で、許可相当といたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、5番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件は備考欄に書いてありますとおり、農家創設であります。七二会にあります●●の前住職が渡人で、現在の住職さんが受人という無償による贈与の所有権移転事案であります。受人は本件土地でソルガムの栽培を行うというもので、信州そるがむで地域を元気にする会の指導、協力の下、ソルガムを利用した製品の開発並びに地域の活性化、技術の進歩等に取り組む等、将来にわたり農業を通じて地域に役立つ活動に意欲を示しており、許可することに問題はないと認められます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、6番についてお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。6番ですけれども、受人が従前から耕作していた農地を、渡人の要請によって買い取るということでありまして、調査会で審議をしましたが、許可条件には適合しているということで判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、7番から15番、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。調査会におきまして7番から15番まで審議をいたしました。まず、7番については、贈与による所有権移転でございます。また、農家創設の案件でもありまして、地区調査会においても、受人より説明をいただきました。受人は大岡においでで、子どもの山村留学事業を行っておられる、●●の学園長を務めておいでです。県外に住民票を置かれているんです

が、年間280日を大岡にて滞在されているということでもあります。山村留学事業というのは、長野市の教育委員会が長野市大岡で取り組んでいる事業でございます。現在、この地域の協力の下で、子どもたち、15名ほどいるんですが、農業体験を実施しておられます。今回、学園長が、本人が農地を取得して農業を行うという中で、山村留学の体験の場として活用していきたいと計画されたもので、営農計画上、問題はありません。なお、渡人は長野市街地に転居しており、相続により所有することとなったこの土地を耕作していくことはできない、困難であるということで、受人が譲り受けるということになったのであります。作付予定作物は、水稻、じゃがいも、大豆、そば、その他野菜ということでもあります。7番につきましては以上でございます。

続きまして8番ですけれども、篠ノ井山布施で、贈与になるんですけれども、所有権移転でございます。渡人は相続によりこの土地を所有することとなりましたが、静岡県在住であり、今後、耕作していくことが難しいため、いどこである受人、長野市内にお住まいの方ですけれども、に農家創設をしていただき、地区調査会にて受人より説明をいただきました。受人は現在、申請地近隣に10アール未満の農地はお持ちなのですけれども、今後、専業農家である妹さん夫婦の指導と手助けを受けながら耕作を行うということでございます。内容に問題はございません。作付予定作物、野沢菜、じゃがいも、玉ねぎということでございます。それが8番ですね。

9番、10番につきましては、渡人と受人が同一の案件ですが、併せて説明させていただきますと、9番については有償の所有権移転。10番については使用貸借権の設定によるものであります。なお、9番の申請につきましては、かつて受人により建物が建築され、違反状態でありました。その建物は全て取り壊され、現在、耕作可能な状態に耕運された農地になっていると確認しております。9番、10番は併せて農家創設の案件であるため、地区調査会において、受人より説明をいただきました。弟や近隣農家に技術指導等、受けながら同居の孫とともに耕作していくということで、内容に問題はございません。りんご、ぶどう、既にあるものを継承し、野菜を作付けするというところでございます。

続きましては11番です。11番につきましてはこちら、贈与になります。贈与による所有権の移転でございます。7番と同一の渡人によるものです。受人は既に農業をされており、申請地の近くにお住まいで、作付予定作物は水稻とのことです。

続きまして12番ですけれども、有償による所有権移転です。受人は県外の居住者ですが、既に本件申請地に隣接する農地に

て、農業をされております。月の半分は信州新町にある実家に滞在されているということです。渡人は相続によりこの土地を所有するということになりましたが、長野市街地に居住しており、今後、耕作することは難しいため、受人に所有権移転するものでございます。主に、作付予定作物は玉ねぎ、大蒜ということになっております。

13番ですね。13番については、塩崎におきます遊水地の整備事業の代替地でございます。有償の所有権移転になります。10アール未満の案件ですけど、作付予定作物は長ねぎ、じゃがいも、長芋ということになってございます。

続きましては14番。こちらは贈与による所有権移転です。受人は既に農業をされている方ですが、現在の耕作地が今回の申請地に隣接しており、この申請地も自分の畑だと思って長年、耕作されてきました。この広い農地の中の一部で、わずかな所なんですけど。本来の所有者が判明したため、今回、申請されたものです。作付けされている作物は大豆ということでございます。

続きまして15番ですけれども。贈与による所有権移転です。10アール未満の案件です。渡人は亡くなった夫から相続によりこの土地を所有することとなりましたが、今後、管理していくことが難しいということで、夫の弟である受人が譲り受けて耕作していくということになったものです。作付予定作物はじゃがいも、さつまいも、大根他、ということでございます。いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と全て判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からのご報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。はい、阿部委員さん。

阿 部 委 員 2番と、それからさっき言われた14番ですか。

阿 部 委 員 長 2番と14番ね。

阿 部 委 員 要するに、自分の土地だと思ってやっていたと。名寄帳があるけど、実際にはなかなか、現地と確認しないでやっているのは農地だと思うんでね。ただ、争いがなければいいけど、もし、争うとなると大変だと思うんでね。できれば、名寄帳来たら、ぜひ、確認するようなこともね、面倒くさいと思うんですが。俺、農地持ってないからいいけど。そういうこともやったほうがいいって、ちょっと注意かなんかやってもらったほうがいいんじゃないか。

議 長 なるほどね。1年に1回、固定資産税を払ってくるから、それで自分の土地をどこにあるかとか、1個ずつね。はい、分かりま

した。意見として承ります。他、いかがですか。16番は取下げになったので、すみません、該当しません。他、よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第206号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第206号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第207号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案第207号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。本冊7ページをご覧ください。番号1番と2番の2件でございます。1番は自己用住宅を増築する転用案件で、面積は20㎡です。また、備考欄に開発許可と記載があります。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発許可を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務が並行して進められ、農地転用許可制度の運用によりまして、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

2番は駐車場、通路を設置する転用案件で、面積112.69㎡です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました農地法第4条の3案件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討決定に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から、1番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。1番の案件につきましては、申請人の親が高齢となり、2階への移動が困難となったことにより、自己用住宅の1階部分の増築を行う転用申請であります。許可要件を満たしており、周辺農地への影響がなく、許可することに問題ないと認められます。以上でした。

議長 続きまして、中部地区調査会長から、2番についてお願いします。

北村地区調査会長 7ページの2番の転用事由の所に、ちょっと見ていただきます

と、駐車場と通路の設置と二つあります。それを踏まえてご説明いたします。まず、2番の駐車場の件ですけど、許可なくですね、既に駐車場として使用していたという農地の追認のお願いであります。その上で、その駐車場から申請人の自宅の南側に農地があるんですが、そこへの進入路を確保したいという転用案件であります。宅地の所に建物がたくさんありまして、狭くて、農機具等が非常に入りにくいということなんで、この際、追認できいいにして、間違ったものを直して、その上で通路を転用していきたいということでもあります。追認については顛末書を出していただいておりますし、進入路については周辺農地の営農条件に支障ありませんので、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 特別、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第207号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第207号につきましては、許可相当といたします。

続きまして、議案第208号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案第208号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の9ページをご覧ください。番号1番から、12ページの13番までの13件でございます。9ページでございますが、1番は、資材及び重機置場を設置する転用案件です。また、備考欄に農振除外日と記載のとおり、令和6年10月8日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。2番は、駐車場及び通路を設置する転用案件です。3番は、資材及び重機置場を設置する転用案件です。

続きまして、10ページをご覧ください。4番は、残土置場用の転用案件です。5番は、ボーリング調査のための一時転用案件で、備考欄の記載のとおり、許可日から10日間までとしております。6番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。7番は、農家住宅を建築する転用案件です。8番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。9番は、駐車場を設置する転用案件です。また、備考欄に農振除外日と記載のとおり、令和6年10月8日付けで

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。10番は、資材置場、駐車場を設置する転用案件です。また、備考欄に農振除外日と記載のとおり、令和6年10月8日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。

続きまして、12ページをご覧ください。11番は、現場事務所、駐車場、通路を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり、許可日から令和8年3月31日までとしております。12番は、現場事務所、資材、重機置場を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり、許可日から令和7年3月28日までとしております。13番は、資材置場を設置する転用案件です。また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達しておりました農地法第5条の7案件は、全て許可済みとなっております。また、9月の総会で不許可相当として県に進達いたしました豊野町大倉の太陽光発電施設の案件は、10月31日付で許可済みとなりました。なお、本件の状況につきましては、事業所が隣接者に対して手続きが済んだので、着工する旨を伝えてあり、現在は着工の日程調整をしております。また、境界立会は隣接者と前地主、事業者の3者で近いうちに済ませると報告を受けております。以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から3番についてお願いします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。1番につきましては、賃貸借権設定による転用申請案件でありまして、備考欄にありますとおり、事務局からのお話のとおり、農振除外が決定した直後でございます。この借人は産業廃棄物処理業と書いてありますけれども、併せて建設業も営んでいるという書類が提出されておりました、その事業のために資材及び重機の置場として使いたいということでありまして、1種農地ではありますが、事業の拡張ということで、不許可の例外規定に該当するというものであります。

2番につきましては、有償による所有権移転でありまして、本件も駐車場及び通路の設置ということで、申請地は2筆でありますけれども、2筆目の●●につきましては、渡人の親が所有していた土地を相続したものですけれども、親が生前の時期に倉庫用の簡易建物があって、いわゆる許可なしで来てたわけでありまして

が、本件の農地転用の必要性に際して気が付いたということで、追認案件ということで顛末書が添付されています。

それから3番であります、こちらも資材及び重機置場の設置ということでありまして、有償の所有権移転であります、土木及び建築業を営んでいる会社を取得するということでもあります。3種農地ということで、原則許可に該当するということでもあります。以上3件、周辺農地に与える影響は少ないと思われることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、4番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。4番の案件につきましては、賃貸借権の転用の追認事案であります。借主の事業内容はダムの残土を排出して、置場として数年前から転用許可なく利用しており、このたび、貸人、借人、双方から顛末書が提出されています。周辺農地への影響がなく、許可することはやむを得ないものと認められます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、5番及び6番をお願いします。

北 村 委 員 5番ですけども、5番はボーリング調査のための一時転用という案件です。先ほど10日間とありましたが、10日間の一時転用であります。受人はですね、稲里で牛乳工場を経営しております、今後、この申請地に排水処理施設建設を計画しているということでありまして、事前に地質や土質、地下水の調査のためにボーリングをしたいということでもあります。事業計画なり現場、確認しましたが、周辺営農への支障はないため、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上になります。

それと6番ですけども、ここにありますように農業後継者別棟住宅の建設の案件です。現在、受人は申請地から1時間ほど離れた所にアパートを借りて住んでいるんですけども、将来、というか近々ですかね、農業を引き継ぐということを考えまして、実家のすぐ隣の所に住居を建築したいという案件になります。事務所と現場を確認しましたが、周辺営農には支障はないということで、許可することを判断いたしました。ちなみに、私の前の家ですけど、お父さんからはこの話を、跡をちゃんと継ぐということを知っておりますので、特に問題ないというふうに思っております。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、7番及び8番をお願いします。

小林地区調査会長 7番と8番ということで、南部調査会で審議いたしました。7番につきましては、所有権移転によるものであります。篠ノ井岡

田におきまして、農家住宅を建築するという転用申請です。受人は川中島町原にて借家で居住をしておりましたが、老朽化して不便になったということで、住宅建築を計画されました。申請地は現在、耕作している農地からほど近く、閑静な住宅地の中にあるため、今回、譲り受けて宅地として転用するというごさいます。

8番につきましては、所有権移転によるもので、信更町の涌池におきまして、既存の住宅敷地の拡張という転用申請です。宅地と接している道路の道幅が非常に狭いということで、自宅への通路として譲り受けて、宅地として拡張して通路に変えたいという申請でございます。南部調査会では審議した結果、いずれも周辺農地への営農条件に支障が生じる恐れがないと認められますので、許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議 長 続きます。東部地区調査会長から、9番から13番、願います。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず、9番ですが、有償による所有権の移転の案件です。10月に農振除外が行われております。駐車場を設置するというので、既に当該農地の東側には大規模な駐車場が整備されております。その事業所の受人の駐車場が不足してらってという中で、その大規模な駐車場の西側に接して、新たに駐車場の整備を行うものであります。該当地は耕作もされておらず、隣接の農地への影響もないというふうに判断されます。きちっと整備がされた駐車場ということで、雨水排水、日照等周辺への影響はないと判断されるもので、許可相当と判断をしたものです。

10番につきましては、渡人、受人はもともといとこ同士ということで、父親同士が以前に口頭で貸し借りの約束をした中で、双方、問題なく今までそれが継続している。ただ、農地を転用する申請が出されていなかったという中で、今回、追認の案件でございます。こちらについても、10月に農振除外とされたものです。受人は建設業ということで、その資材置場として従前から使用していたものなんですけど、今回、あらためて正式に手続きを行うというものであります。周辺ではりんご畑が存在しているということで、りんごの消毒散布の際には、事前に対応が必要だと。あと、農作業の支障になれば、フェンス等は周辺には設置はしないということで、周囲の農業者との話し合いもできているということで、許可相当と判断したものであります。

12ページの11番ですが、こちらについては以前、ご審議いただきました川田の工業団地の関係で、●●の新工場の建設に係る案件です。その工場建設に当たって、現場事務所と工事従事者の

駐車場の設置ということで、工場の建設予定地の東側に接した農地を転用されるという案件です。周辺には、南側には市道があったりする中で、その向かいには果樹栽培の農地があるということなんですけれども。2階建ての現場事務所ということで、北側の農地への日照についても大きな影響はない。また、周辺の果樹栽培における消毒、SSの消毒などについても、十分、事業者のほうで理解をされているという中で、問題はないと判断されたもので、許可相当としたものです。

12番は使用貸借権の設定ということで、一時転用の案件です。こちらは追認の案件なんですけども、県発注の藤沢川の砂防工事に伴う現場事務所、また、資材置場ということでの転用です。事前に転用の申請がなされていなかったということで、今回、追認の状態申請が行われたものです。周囲への影響等は少ないと考えられることから、許可相当と判断したものです。

13番ですが、こちらが有償の所有権移転ですけれども、渡人が現在、もともと若穂に居住されていた方なんですけれども、現在もうそこを離れて、住宅も土地も含めて財産の処分整理を進めていくことになるという中で、今回、受人の冷暖房設備工事事業者がそれを購入し、転用するという事です。一応、この周辺には農地があるのですが、段差があって、農地のほうが高い位置にあるという中で、周辺農地への影響もないと考えられるということで、許可相当と判断したものであります。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第208号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第208号は許可相当と決定いたしました。ありがとうございます。

続きましてといきたいんですけども、3時5分前なんで、ちょっと休憩入れましょう。一気に終わりまで行けないので。10分間休憩に入ります。

【休憩】

議 長 それでは定刻となりましたので、議事を再開いたします。続きまして別冊1、議案第209号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課
洞野 主 事

農業政策課の洞野と申します。よろしく申し上げます。私のほうから議案第 209 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてご説明申し上げます。初めに議案の訂正について、ご説明申し上げます。本日、お手元には第 22 回総会議案訂正票（農業経営基盤強化促進法関連総会用）、差替え 1、差替え 2、計 3 枚、お配りしております。

まず、本日お配りしました差替え 1 の農業経営基盤強化促進法等議案別冊 1 の 1 ページと 2 ページをご覧ください。差替え 1 ですが、次にご説明します契約の 1 件の取り下げに伴いまして、集計数値、利用権の設定する人数、そして件数に修正が生じたので、1 ページ、2 ページの差替えを行いました。

続いて、その 1 件の取り下げについて、別冊 1 の 27 ページをご覧ください。農地中間管理事業の賃借権になっておりまして、番号 15、そして番号 16、長野市吉沢田●●について、渡人、●●さんが長野県農業開発公社を通じて、●●さんに貸し付ける件につきまして、取り下げをいたします。

続きまして、本日、お配りしました差替え 2 と別冊 1 の 74 ページをご覧ください。こちらについて、先ほど取り下げの説明をいたしました●●さん、こちらが農家創設者であるため、議案第 210 号の移転当初の対象となっており、取下げによる集計数値に修正が生じたので、差替えを行いました。別冊のほう、おめくりいただきまして、75 ページをご覧ください。番号 1 の●●さんですが、権利設定を受ける農地のうち、長野市吉沢田●●のみ取り下げを行います。

訂正は以上となります。それでは議案の説明に入ります。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること。②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時、従事すること。③利用権を設定する農地について、関係権利者の同意を得ていること。以上 3 点であり、要件を満たすことを確認しております。

本日、お配りしました差替え 1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数 187 件、総面積 159,455.51 m²でございます。ページを戻りまして、差替え

1の1ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものになっております。合計面積は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は75名。利用権の設定をする方は131名となっております。説明は以上でございます。決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず、1の所有権移転関係につきましては順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権につきましては、一括して報告をいただきます。6の農地中間管理事業（賃借権）及び7の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により機構配分も一括で行うとなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けているものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。また、お手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので、関係する委員に退席いただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。

それでは初めに1の所有権移転関係の1番から11番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いします。初めに北部地区調査会長から、1番から5番、お願いします。

善財地区調査会長

北部の善財です。ただ今の1番から5番につきましては、担当委員からは特別異論はありませんでした。以上です。

議

長 続きまして、中部地区調査会長から、6番から8番、お願いします。

和田地区調査会長

中部地区の案件についてですね、調査会で慎重に確認いたしましたが、原案とおりの決定することで問題ないというふうに判断しました。以上でございます。

議

長 続きまして、南部地区調査会長から、9番から14番、お願いします。議案書の6ページです。

小林地区調査会長

9番から14まで。特に調査会では、問題なしということになっております。

議

長 では続きまして、東部地区調査会長から、15番から19番、お願いします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。いずれの案件も特に異議はございません。許可相当と判断するものです。その中で、19番なんですが、渡人は、ここに記載されている渡人と、実際に耕作をされている方は、全く別人が耕作をされていたということで、担当の委員さんのほうでいろいろと調査を進められて、該当地について、

以前、不動産屋の仲介で、現在、耕作されている方に売買が行われたというような経緯だと。登記簿にも仮登記だけがされていたということでございます。現在、ここにある渡人は全くそれを知らないまま、今回、申請するに至ったというようなことのようにです。不動産屋のほうで、悪くいえばだましたというようなことがあったようで、今回、担当の委員さんが三方、いろいろ話をされたりする中で、相談受けたりっていうような中で、三方から特に異論等は、それぞれ了承された中で今回の所有権移転になったというふうな案件だということです。以上です。

議

長 19番の内容、理解できました？要はええかげんに、何ていいますかね。もともとの地権者が結構ええかげんに管理、管理っていうか、ほとんど管理してなかったと。ところが、不動産屋が中に入って勝手に人の農地を売買手続きして、それでお金を取られたとかいう話で、ようやく最近になってそれが分かったということで。結構、業者によったら、農地に対する理解があまりしてないくせに手続きを勝手にして、仮登記までしちゃったというような案件です。またちょっと時間見て、こういった事例もあるんだよということで、参考までに勉強すればいいかなと。特に都会の土地業者っていうのは、農地を取り扱うことに対して非常に疎いところがあるというような、一つの事例じゃないかということが特にあったんで。

ちょっと余分なこと言いましたけども、これから質疑に入らせていただきます。先ほど説明申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1の1番を除いた、所有権移転関係についての質疑、採決を行います。農業政策課の説明及び、ただ今、地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですか。

【質疑なし】

議

長 それでは質疑がございませんので、所有権移転関係についてのみ採決を行います。議案第209号のうち、委員が関係する別紙1の1番を除いた所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員の方の賛成を確認いたしました。

それでは続きまして、2から5の利用権設定関係について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。ちなみに、利用権設定関係におきましては、2の6年未満の賃借権が9件。3の6から10年未満の賃借権が2件。4の10年以上の賃借権が2件。5の使用賃借権が13件でございます。初めに北部地区調査

会長から、検討結果をお願いいたします。

善財地区調査会長 利用権利設定につきまして、地元の委員からは特別異論はありませんでした。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。全て更新事案であり、許可することに支障はないと考えられます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の案件ですが、原案のとおり決定することで問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いいたします。

小林地区調査会長 詳しく審議した結果、要件を満たしており、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。いずれも更新、あるいは従来より耕作を行っていたもので、正式な手続きの申請というようなことで、特に異議はございませんでした。以上です。

議 長 ありがとうございます。6及び7の農地中間管理事業に関しては、農業政策課から説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。委員が関係する別紙1の2番と3番を除いた利用権設定関係につきまして、質疑及び採決を行います。まず、農業政策課及び地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは利用権設定関係について、採決に入ります。議案第209号のうち、別紙1の2と3を除いた利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案件につきまして、審議採決を行います。初めに別紙1の1番、経基法議案、別冊1の5ページ、8番は、●●委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは当案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認しました。●●委員に入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 続きまして別紙1の2番、経基法議案別冊1の25ページ10番

と、26 ページの 12 番は、●●委員が関係しておりますので、●●委員、退席をお願いします。

【●●委員退室】

議 長 それでは当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。特にありませんね。

【質疑なし】

議 長 質疑はありませんので、採決に入ります。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 続きまして別紙 1 の 3、経基法議案。別冊 1 の 55 ページ 23 番は、●●委員が関係しておりますので、退出をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。ありませんね。

【質疑なし】

議 長 質疑はございませんので、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 以上、議案第 209 号につきましては、全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして議案第 210 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取についてご説明申し上げます。機構の配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは差替え 2 をご覧ください。今回、権利の設定を受ける方は 3 名で、賃貸借、使用貸借権で 15,971 m²を長野県農業開発

公社が貸し付けを行うものです。続いて、別冊1の75ページをご覧ください。番号1、●●さんは果樹全般、こちら、ヘーゼルナッツの栽培で豊野町南郷地区、豊野町石地区において、農家創設をする方になります。番号2、株式会社●●はりんごの栽培で、篠ノ井二ツ柳地区において農家創設をする方になります。番号3、●●さんは果樹全般、こちらもヘーゼルナッツとなっております、の栽培で若穂川田地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果について、農家創設を含めて意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番についてお願いします。

善財地区調査会長 まず事務局に確認ですけれども、農業政策課の事務局に確認ですけれども、1番の一番下の吉については、これ、消してもらいましたっけ。

農業政策課 取り下げをさせていただきました。

洞野主事 聞き漏らしました。すみません。豊野町南郷地籍及び石地籍及び吉地籍で当初、ヘーゼルナッツをやりたいということで、地区調査会に都合がつかずに出席がいただけませんでしたので、市役所庁舎内の会議室において、農家創設のヒアリングを行いました。結果ですね、吉地籍の畑については家電等が放置されているという状況から、借受人からの断りの話がありまして、農業公社の担当も来ておりましたけれども、双方納得の上で取り下げという形にさせていただきました。耕作意欲ありということで、許可妥当というふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、2番、お願いします。

小林地区調査会長 75ページになります。●●でございます。先ほどの法人農家創設についてご説明をいただきました、●●さんの案件です。調査会で審議した結果、許可相当と判断をしております。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、3番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。こちらも農業創設の案件になります。以前に既に取得されている農地があり、それと含めての経営面積ということになります。こちらも、ヘーゼルナッツの栽培を目指すということで、借受人は●●の●●社長さんと同級生で、●●社長さんから誘われた中で、今回、栽培をすることになったということです。調査会当日はちょっとご都合がつかず、担当委員によって農地のほうで説明を受けたということです。お住まい

は吉田でいらっしゃるんですけれども、まだ現在、お勤めをされているということで、そのお勤め先が若穂、その近くの農地ということで職場の同僚の方から紹介をされた農地を借りたいということです。

将来的にはここで栽培だけじゃなく、ヘーゼルナッツを利用した加工品の製造も行っていきたいと、同じ若穂の中に、そういった加工所も計画をされていらっしゃるということです。ヘーゼルナッツ以外にも地元の果樹等も、加工も併せて行っていきたいというような計画もお持ちだということです。ただ、ご本人がちょっとお体が、一部不自由という中で、それを心配される委員さんの声もございましたが、ご本人はやる気満々でいらっしゃるということです。ただ、ヘーゼルナッツの収穫には年数がかかるという中で、実際の収穫まで、その気力が続くかどうかというのは、本人もちょっと心配されるころでもありました。以上です。

議 長 それではこれより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。

奥山委員 長 ちょっと聞いていいですかね。

奥山委員 長 はい、奥山委員。

奥山委員 長 すみません。●●の関係で、賃貸借が賃料ゼロ円っていうと、だから、ただで借りているだけって感じだと思うんですよ。これだけの面積を、ただで貸してくれるものでしょうか。

議 長 長 これについて、まず、事務局、回答できますか。

駒村委員 長 ちょっといいですか。この間の調査会でね、ちらっと聞いたんだけど。

議 長 長 いいですか。

松橋事務局長補佐 長 調査会で審議されてる事項ですので、委員から発言があれば、委員をちょっと優先してください。

議 長 長 分かりました。じゃあ、駒村委員、お願いします。

駒村委員 長 調査会のほうでそういう話、出たときにね、当事者から商品券やって、大変喜ばれてるということで。額は分かんないけどね、そういう話は出ました。

議 長 長 じゃあ、物品なんだな。

駒村委員 長 商品券で、デザートなの。

議 長 長 他、よろしいですか。奥山委員さん、いいんですね。

奥山委員 長 はい。

議 長 長 他、よろしいですね。それでは、それ以外ないですね。じゃあ、採決に入ります。議案第210号、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 210 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 211 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についてを議題とします。農業政策課より説明をお願いします。

農業政策課 農業政策課より議案第 211 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についてご説明いたします。本計画は既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を、担い手に貸し付ける計画になります。それでは、別冊 1 の 79 ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける方は 4 名で、賃貸借及び使用貸借により 17,231 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

続いて、80 ページをご覧ください。番号 1 は、●●さんが津野地区でりんごを栽培する計画。番号 2 は、農事組合法人●●が真島町真島地区で桃を栽培する計画。番号 3 は、株式会社●●が篠ノ井二ツ柳地区でりんごを栽培する計画。番号 4 は、●●さんが若穂牛島地区で桃を栽培する計画となっております。説明は以上でございます。決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果について、農家創設も含めて意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 1 番につきましては特に異論はありませんでした。以上です。
議 長 続きまして、中部地区調査会長から、2 番についてお願いします。

北村地区調査会長 2 番ですけども、そこにありますように、もともとこの地域の担い手の 1 人が桃を栽培していたんですが、ちょっと手が回らなくなつたということで、隣で耕作をしている●●にお願いをするということになりまして、問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、3 番についてお願いします。

小林地区調査会長 3 番につきましては調査会で審議した結果、特に問題なしということで、許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、4 番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。特に調査会では異論はございませんでした。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いないですかね。

【質疑なし】

議 長 それではないということで、採決に入ります。議案第 211 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 211 号は原案のとおり決定いたしました。農業政策課さん、ご苦労さまでした。

農業政策課
洞野 主 事
議 長 ありがとうございます。

議 長 続きまして、議案第 212 号 非農地決定について、事務局より説明をお願いします。

笠井 主 幹 議案第 212 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊
兼 事務局 長 補 佐 の 13 ページをご覧ください。番号 1 番から 19 ページの 176 番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

19 ページをご覧ください。一番下に面積の集計があります。今月ご決定いただくものは、山林が 63 筆、面積が 21,349.63 ㎡。原野が 113 筆、面積が 42,551.04 ㎡。合計で 176 筆、面積が 63,900.67 ㎡でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 全部で 176 筆ですね。事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それではないようでございますので、採決に入ります。議案第 212 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。議案第 212 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 65 号 農地法第 4 条の規定による届出について。報告第 66 号 農地法第 5 条の規定による届出について。報告第 67 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

報告第 65 号 農地法第 4 条の規定による届出についてご報告申し上げます。本冊の 21 ページをご覧ください。番号 47 番から 23 ページの 56 番までの 10 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理をしておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 66 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊 25 ページをご覧ください。番号 96 番から 29 ページの 112 番までの 17 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 67 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。31 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件についてご説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

議

長 ただ今、事務局から報告第 65 号、第 66 号、第 67 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議

長 特に質問等がないようですので、報告案件でございますので、ご了解をいただきますようお願いを申し上げます。農地法関係については、予定をしておりました議題については全て審議を終了いたしました。委員のほうから、議案となるような質問はございませんね。

長時間にわたりまして熱心なご論議で、ありがとうございます

た。私の役目はこれで終わりますので、曾根代理さんのほうに進行をお願いします。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、ご苦労さまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、皆さまからご意見等ありましたら、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。では、なければ、最後に事務局から今後の日程について説明をお願いします。

西村事務局長補佐 私から今後の予定について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、総会の次第の下段をご覧ください。次回の第23回総会は12月26日の木曜日、午後2時30分から第2庁舎10階の会議室203で行います。

続きまして、総会の次第の裏面をご覧ください。2の12月の地区調査会及び農家相談会の日程につきまして記載してございますので、ご承知おきください。3の今後の会議等の日程につきましては、令和7年1月の役員会、総会の日程を新たに追加しましたので、よろしく願いいたします。私からの連絡事項は以上になります。

曾根会長代理 ありがとうございました。以上をもちまして、第22回の総会を終了といたします。皆さま、お疲れさまでした。